三　農業共済組合
四　農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定を受けた団体
五　農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人又は特定農業団体
（遊休農地である旨の通知等）
第七十四条　法第三十二条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書でしなければならない。
一　法第三十二条各号に掲げる場合における当該農地の所有者（法第三十条第三項に規定する所有者をいう。）の氏名又は名称
二　前号の農地の所在、地番、地目及び面積
三　第一号の農地が遊休農地である旨及びその農地が法第三十条第三項各号のいずれに該当するかの別
四　第一号の農地の所有者等（法第三十三条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）は、通知があつた日から起算して六週間以内に、法第三十三条第一項に規定する計画を届け出なければならない旨
第七十五条　法第三十二条ただし書の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。
一　前条第二号及び第三号に掲げる事項
二　前条第一号の所有者を確知することができない旨
（遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出を要しない事由）
第七十六条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める事由は、法第三十二条の規定による通知を受けた所有者等の疾病又は負傷による療養、遊休農地に係る災害その他の事由であつて、その者が六週間以内に法第三十三条第一項に規定する計画を届け出ることができないことについてやむを得ないと認められるものとする。
（遊休農地に係る計画の届出）
第七十七条　法第三十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。
一　計画を届け出る当該遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
二　当該遊休農地の所在、地番、地目、面積及びその所有者の氏名又は名称
三　当該遊休農地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称
四　当該遊休農地の農業上の利用に関する計画
五　当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい場合はその旨
（遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行う農地保有合理化法人等の要件）
第七十八条　法第三十五条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件とする。
一　農地保有合理化法人　法第三十四条第一項の規定による勧告（以下「勧告」という。）に係る遊休農地をその行う農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の実施地域に含むものであること。
二　農地利用集積円滑化団体　勧告に係る遊休農地をその行う農地売買等事業の実施地域に含むものであること。
三　特定農業法人　勧告に係る遊休農地を当該法人が定められた農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施地域に含む場合であること。
（都道府県知事の調停の申請手続）
第七十九条　法第三十六条第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。
一　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
二　当該申請に係る遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
三　当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
四　当該申請に係る遊休農地の所有者等と法第三十五条第二項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができない事由
五　当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し
六　当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
七　その他参考となるべき事項
（調停案の作成に係る意見聴取）
第八十条　都道府県知事は、法第三十六条第三項の規定に基づき調停案を作成するに当たつては、当該調停に係る当事者の一方が当該調停に係る遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者である場合には、当該遊休農地の所有者の意見を聴くものとする。
（特定利用権の設定に関する裁定の申請手続）
第八十一条　法第三十七条の規定による裁定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。
一　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
二　当該申請に係る遊休農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
三　当該申請に係る遊休農地の所在、地番、地目及び面積
四　当該申請に係る遊休農地の利用の現況及び見通し
五　当該申請に係る遊休農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
六　希望する特定利用権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法
七　その他参考となるべき事項
（裁定の申請の公告）
第八十二条　法第三十八条第一項の農林水産省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。
2　法第三十八条第一項の規定による公告は、前条各号に掲げる事項を都道府県の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。
（意見書において明らかにすべき事項）
第八十三条　法第三十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
二　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
三　意見書を提出する者の当該遊休農地の利用の状況及び利用計画
四　意見書を提出する者が当該遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由
五　意見の趣旨及びその理由
六　その他参考となるべき事項